役員報酬規則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会(以下「この法人」という。)の役員報酬等に関する事項を定め、その適正化を図ることを目的とする。

（理事の報酬）

第２条　理事の報酬の支給額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において、理事会で決定する。

理　事　長	年額　１５，０００円
副 理 事 長	年額　１５，０００円
常 任 理 事	年額　１５，０００円
理　　事	年額　１０，０００円

（監事の報酬）

第３条　監事の報酬の支給額は、次のとおりとする。

監　　事	年額　　５，０００円

（役員報酬の支給方法）

第４条　理事及び監事の報酬は、年払いとし、毎年６月に支払う。

（期間計算）

第５条　途中で就任又は退任した役員等の報酬は、在任期間に応じて、年 365 日の日割り計算とする。

（退職金）

第６条　役員の退職金は、支給しない。

（改廃）

第７条　この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附　　則

（施行期日）

この規則は、昭和 61 年９月６日から施行する。

附　　則

（施行期日）

改正規則は、平成 21 年 10 月６日から施行する。